

# 新型コロナウイルス対策のおもな支援制度



	制度	内容	窓口・申請先
全国民に給付	特別定額給付金	1人10万円。対象は国内に住む日本人と日本に3か月以上住み住所を登録している外国人。八千代市は5月下旬に申請書郵送。申請書に必要事項を記入し、口座確認書類、本人確認書類の写しなどを八千代市に返送。給付金は原則世帯主が指定する口座に全世帯員分が6月中旬（予定）に振り込まれる。申請期間は3か月間。DV避難者の方は早期に八千代市総務課に申し出を。	八千代市特別給付金担当 047-483-1151（代表）
生活に困ったとき	緊急小口資金総合支援資金	コロナの影響で休業し収入が減少した方に最高20万円貸付。失業した方に、2人以上世帯は月20万円以内、単身世帯は15万円以内を貸付。両方合わせ80万円まで貸与。保証人不要、無利子。償還期限2年。償還時所得減少のため住民税非課税世帯の場合は返還免除。	八千代市社会福祉協議会 047-483-3021（市役所の隣）
	住居確保給付金	離職や収入の減少により住居を喪失している人・喪失するおそれのある人に家賃相当額（上限あり）を3か月支給。最長9か月まで延長可能。	八千代市福祉総合相談室 047-483-1151（代表）
	UR家賃の分割支払い	新型コロナウイルスの感染拡大に起因する休業又は失業、経営状況の悪化等により収入が減少し、家賃等の支払いが一時的に困難であるとURに申し出た方。分割期間6か月。申し出期間4/28～6/30。	千葉西住まいセンター 047(474)1191
	生活保護	厚労省は「生活保護の要否判断に直接必要な情報のみ聴取し「速やかな保護決定」を通告。自動車の保有などの弾力運用も求める。	八千代市生活支援課 047-483-1151（代表）
仕事を休んだとき	休業手当	会社の指示で休業する場合、平均給与の6割以上を支払わなければならない（労働基準法第26条）としている。支給されない場合の相談窓口は右記の機関で相談を。	県労働局均等室総合労働相談コーナー043-221-2303、千葉労働基準監督署043-308-0671
	休校に伴う休業補償	学校、保育園、学童などの休校・休園、登園自粛要請などのために、仕事を休んだ保護者に特別休暇を与えた事業主は、国の助成を受けられる。助成金は1日8330円。フリーランスなどの個人は1日当たり4100円（定額）。対象期間は2/27～6/30。	厚労省コールセンター 0120-60-3999
	国保で傷病手当支給	国民健康保険加入者（給与の支払いを受けている人）が新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため仕事に就けなかった期間、給与の3分の2を傷病手当金で支給。	八千代市国保年金課 047-483-1151（代表）
税金・公共料金の支払いに困ったとき	国税の猶予	新型コロナウイルスの影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予	千葉西税務署 043-274-2111（代表）
	地方税の猶予	新型コロナウイルスの影響により事業などの収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができる。担保不要。延滞金なし。	県税 千葉県西県税事務所 043-279-7111（代表） 市税 八千代市納税課 047-483-1151（代表）
	国民保険料の免除	主たる生計維持者の収入が、前年比3割以上減収の見込みのある場合に、本人申請によって免除される。	八千代市国保年金課 047-483-1151（代表）
	国民年金保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった場合は、本人申告により免除される。	八千代市国保年金課 047-483-1151（代表）
	上下水道料金の猶予	水道料金・下水道使用料の支払いが困難になった場合には、支払期限の延長や分割納付など、支払い猶予の相談に応じる。	第一環境八千代営業所047-483-5403 八千代市上下水道局給排水相談課047-483-6155
	ガス・電気料金の延長	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた方で、会社に申し出のあった方は、3,4,5月分を30日間延長。	大多喜ガス047-482-7235 京葉ガス 047-361-0211 東京電力 0120-993-052